

令和7年度第1回各務原市水道事業用機械売払一般競争入札実施要領

1 概要及び予定価格

物件番号	機械名	台数	形式	予定総価格（円） （消費税込み）	備 考
1	ミニショベル	1	EX20UR-3	352,000	・平成14年9月登録 ・稼働時間：1,832時間
2	ミニホイールローダー	1	WS310	770,000	・平成7年6月登録 ・稼働時間：1,486時間

2 入札参加資格

個人、法人を問いません。住所が各務原市外の方でも参加できます。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は参加することができません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する方
- （2）施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から2年を経過していない方
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する方

3 物品の公開について

事前に売払い物品を確認できます。（事前予約制、試乗不可。傷等の確認は希望者で行ってください。）

売払い物品の公開確認を希望する場合は、希望日の2～3日前までに水道施設課までご連絡願います。

- （1）日時 令和7年11月26日（水）から令和7年12月5日（金）まで
午前10時から午後4時まで（市の休日を除く）
- （2）場所 各務原市水道事業庁舎（各務原市三井東町4丁目32番地）
- （3）連絡先 各務原市水道部水道施設課 電話058-383-7149

4 入札に関する資料の交付期間

- (1) 期間 令和7年11月25日(火)から令和7年12月10日(水)まで
午前9時から午後5時まで(市の休日を除く)
- (2) 場所 各務原市水道部水道施設課(各務原市水道事業庁舎2階)

5 入札に必要な書類

- (1) 必ず提出していただく書類

- ・ 入札書[様式1]
- ・ 誓約書[様式2]

※ 入札書、誓約書とも実印を押印してください。入札書は、[記載例2]に示す入札書提出用封筒に封入して、誓約書とは別に提出してください。

- (2) 入札手続を代理人に委任する場合に提出していただく書類

- ・ 委任状[様式3]

※ 入札者以外の方が入札者の依頼により、入札者に代わって入札書を持参する場合は、代理人をたてる必要はなく、委任状も必要ありません。

委任状には委任者の実印が押印されている必要があります。また、必ず委任者の印鑑証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)を添付してください。

6 受付・入札期間

- (1) 入札期間 令和7年11月25日(火)から令和7年12月10日(水)まで
午前9時から午後5時まで(市の休日を除く)
- (2) 入札場所 各務原市水道部水道施設課(各務原市水道事業庁舎2階)
- (3) 入札保証金 誓約書の提出をもって免除とします。ただし、落札して契約を締結されない場合は、入札保証金(入札金額の100分の5以上に相当する金額)に相当する違約金を申し受けます。

7 入札方法

「誓約書」を提出後、「入札書(封入したもの)」を提出してください。同時に提出する場合でも入札書のみ入札書提出用封筒に封入し、誓約書はそのまま提出してください。なお、代理人が提出する場合は「委任状」も併せて提出してください。入札書の記載方法については後記の記載例を参照願います。

提出方法は直接持参する方法と書留郵便により郵送する方法があります。書留郵便により提出される場合は、入札期間内に到着したもののみを有効としますのでご留意願います。

8 入札書に記載する金額

入札書には、機械本体のみの見積額（消費税及び地方消費税を含む）を記載してください。

9 開札日時・場所

開札は、入札参加者又は代理人の面前において行います。ただし、入札参加者又は代理人が出席しないときは、入札執行者が立会人を選任して開札します。開札に参加できるのは、入札に参加した方及びその同一世帯の方若しくは代理人に限ります。それ以外の方の入場はできません。なお、落札価格及び落札者名は請求があれば公開するものとします。

(1) 日時 令和7年12月12日（金）午前9時

(2) 場所 各務原市水道事業庁舎3階 大会議室

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・ 各務原市契約規則に定める条項に違反するもの
- ・ 入札参加資格を有しない方の入札
- ・ 虚偽の申請を行った方の入札

11 落札者の決定方法等

予定価格以上で、最高価格をもって応札した方を落札者とします。

ただし、上記の方が入札参加資格の確認を要する方である場合には、当該最高価格入札者は落札候補者とし、落札者の決定を留保することとします。

なお、入札参加資格の確認を行った結果、当該最高価格入札者が行った入札が無効となった場合は、原則として次順位者を落札者と決定します。

落札者となるべき同価格の入札をした方が複数名いるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。ただし、該当者が開札会場に来場していないときは、これに代えて当該入札事務の関係のない各務原市水道事業職員がくじを引きます。

また、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合は、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、くじ引きを留保します。

12 落札者への決定通知

開札日から、概ね2週間以内に落札が決定したことを通知（郵送）します。

13 契約の締結

落札の決定通知に指定する期日までに、落札者の名義で、「水道事業用機械売買契約書[様式4]」により、売買契約を締結していただきます。

契約前に、施行令第167条の4第1項に該当しないことを証明できる証明書と住民票（法人の場合は登記事項証明書）及び印鑑証明書（証明書は全て3ヶ月以内に発行されたもの）を提出していただきます。なお、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者のご負担となります。

14 違約金

落札者が、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額を違約金として各務原市水道事業にお支払いいただきます。

15 売買代金の納入方法

売買代金は、売買契約書に指定する期日までに一括納入していただきます。

16 物品の引渡し

- （1）物品の名義変更手続き、輸送等に要する経費は全て落札者の負担とします。
- （2）物品は現状渡しとし、売却後の物品の不調、故障及び損傷等に関する補償は一切行いません。
- （3）物品の引渡しは、売却代金の納入を確認した後とします。
- （4）物品の引渡し後、機械に表記している「各務原市」等の文字で、水道施設課の指示した箇所について、落札者の責任において文字が判別できないように削除したうえ、機械の前後左右の写真を撮影し、水道施設課へ提出してください。これらにかかる経費はすべて落札者の負担とします。